

ことを目標としています。 計画」を定め、既存建築物の耐震 ります。市では、「耐震改修促進 平成27年度の住宅と特定建築物の りを進めています。この計画では、 化を促進し、災害に強いまちづく 耐震化率を90パーセントに上げる

> ます。 std0000.html) で見ることができ chiba.jp/sisei/sosiki/kenchiku/ 課(市役所5階)のほか、同課ホー ムページ (http://www.city.narita

耐震改修促進計画は、建築住宅

## 地震に強いまちづくり

そして、被害を受けた住宅の多く 宅でした。 が、昭和56年以前に建築された住 圧死が死者数の9割を占めました。 尊い命が奪われましたが、住宅や 家具などの倒壊・転倒による窒息 大震災では、地震によって多くの 平成7年に発生した阪神・淡路

は、住宅などの耐震化が重要とな このような被害を減らすために

## まずは相談から

**日時** = 4月23日金、5月29日出、 ませんか。建築士の資格を持つ相 会を実施しています。お住まいの 談員が分かりやすく説明します。 住宅の耐震性について相談してみ 催日は「広報なりた」各号に掲 午後1時~4時(7月以降の開 6月25日金午前9時~正午、 市では、木造住宅無料耐震相談

内容=建築物の耐震性や耐震診 会場=市役所5階503会議室

断・耐震改修の工法などの相談 (相談時間は1時間程度)

対象=一戸建て住宅または併用住 法で2階建て以下のものを市内 宅(居住部分が総床面積の2分 に所有し、自らが居住している の1以上のもの)で木造在来構

申込方法 = 開催日の7日前(土・ **持ち物**=図面(持っていない人は 定員=8人(1回当たり・先着順 日)まで直接または電話で建築 日曜日、祝日の場合はその前 簡単な間取り図) 住宅課(☎20‐1564)へ

## 耐震診断費用を助成

注意してください。 合は、交付を受けられませんので 交付決定前に耐震診断を行った場 依頼することが必要です。 補助金 されている木造住宅耐震診断士に 基準) に着工された木造住宅の耐 震診断費用の一部を補助します。 補助金を受けるには、市に登録 昭和56年5月31日以前(旧耐震 耐震改修費用を助成

○市税を完納している人 ○成田市に住民記録がある人また 対象者(申請者)=次のすべてに当 ○地上階数が2以下のもの 補助金の額=耐震診断に要する ○過去にこの制度による補助金の 断士に支払った額の3分の2 費用のうち、木造住宅耐震診 交付を受けていない人 限額は8万円 は外国人登録されている人 てはまる人 (100円未満は切り捨て、上 1以上のもの)

**受付期限** = 12月28日火

昭和56年5月31日以前(旧耐震

## る木造住宅耐震診断士に設計・工 要です。また、市に登録されてい 監理・工事をすべて行うことが必 用の一部を補助するものです。 宅を耐震改修する場合に要する費 果、耐震性が低いとされた木造住 基準) に着工され、耐震診断の結 補助を受けるには、設計・工事

地震ハザ ドマップ

自宅周辺の危険度は?

耐震改修の必要性を理解 建築物所有者の皆さんに、 発生の恐れがある地震の概要 れに伴う危険性の程度が書き込まれた「地震ハザード プ」を作成しました。

ヽザードマップは、市内で将来発生する恐れがあ れに伴う被害を50m四方の単位で予測。 した「揺れやすさマップ」、建物被害の程度を表 液状化現象が起 能性が表示された「液状化マップ」の3種類があり

資料室(市役所1階)や建築住宅課、 で配布しているほか、同課ホームページでも見 とができます。 自宅の周辺や普段よく通る所など 想定される揺れや建物被害などの危険性を確認 地震への備えに活用してください。

わしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

対象となる木造住宅=次のすべて に当てはまる住宅

(居住部分が総床面積の2分の

○構造が在来構法または枠組壁工 ○市内に自ら所有し居住するもの 法であるもの

○一戸建ての住宅または併用住宅 1以上のもの) (居住部分が総床面積の2分の

○地上階数が2以下のもの

○耐震診断の結果、上部構造評点 ○建築基準法の規定に抵触してい ないもの

以上とするもの の工事を行うことにより1・0 が1・0未満のものを耐震改修

> ○成田市に住民記録がある人また ○木造住宅の耐震改修の工事が次 建設業法第3条第1項の許可を は外国人登録されている人

耐震改修に係る木造住宅の建設 受けた者

○過去にこの制度による補助金の 交付を受けていない人

補助金の額=次の2種類がありま

対象者(申請者)=次のすべてに当 てはまる人

のいずれかにより行われる人

工事を行った者

○市税を完納している人

上限は50万円

※くわしくは建築住宅課(☎20-

1564)^°

②工事費補助…高齢者などが居住 **受付期限** = 10月29日金 外の場合は、工事費の3分の1 捨て、上限は70万円)。それ以 の1(1、000円未満は切り である場合は、工事費の2分 捨て、上限は10万円) の1(1、000円未満は切り 費と工事監理費の合計額の3分 し、全員の市町村民税が非課税 (1、000円未満は切り捨て

①設計費・工事監理費補助…設計

○一戸建ての住宅または併用住宅

ください。

を受けられませんので、注意して 設計・工事を行った場合は、交付

法であるもの

○構造が在来構法または枠組壁工 ○市内に自ら所有し居住するもの 対象となる木造住宅=次のすべて

に当てはまる住宅

事監理を依頼することが必要です

補助金交付決定前に耐震改修の